

令和6年2月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(行コ)第191号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和3年(行ウ)第74号)

口頭弁論終結の日 令和5年11月16日

判決

控訴人(1審被告)

国

処分行政庁

中央労働委員会

控訴人(1審被告補助参加人)

X1労働組合

(以下「控訴人組合」という。)

控訴人(1審被告補助参加人)

X2

(以下「控訴人X2」といい、控訴人組合と併せて、以下「控訴人X2ら」という。)

被控訴人(1審原告)

Y法人

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要(略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。以下同じ。)

- 1 本件は、学校法人である被控訴人に雇用されて被控訴人が設置、運営する私立学校において教員として就労し、併せて同校のD運動部の顧問(監督)を務めていた控訴人X2及び同人が加入している被控訴人の企業別労働組合である控訴人組合が、被控訴人が同部部員であった女子生徒及びその保護者に対する不適切な対応等を理由として控訴人X2に対しけん責及び謹慎の懲戒処分を行

ったこと及び被控訴人の管理職が控訴人X2に対し同人の控訴人組合の加入を理由に不利益な取扱いをする旨の発言をしたことは労働組合法7条1号、3号又は4号所定の不当労働行為に該当すると主張して、新潟県労働委員会に救済を申し立て、同労働委員会が上記の申立てを一部認容する救済命令（本件初審命令）を発し、これを不服とした被控訴人及び控訴人X2らが中央労働委員会に再審査の申立てをしたところ、中央労働委員会が、控訴人X2に対する懲戒処分は同法7条1号及び3号の、被控訴人の管理職による控訴人X2への不利益発言は同条3号の不当労働行為に該当するとして、本件初審命令を一部変更し、被控訴人に対し、上記の懲戒処分がなかったものとして取り扱うこと及び控訴人X2らに対するポストノーティスを命じ、その余の申立てを棄却する旨の再審査命令（本件救済命令）を発したことから、被控訴人が、本件救済命令のうち、上記の懲戒処分がなかったものとして取り扱い、控訴人X2及び控訴人組合に対するポストノーティスを命じた部分（原判決別紙2の主文第1項ないし第3項）には事実認定及び判断を誤った違法があるとして、控訴人国に対し、その部分の取消しを求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人らがこれを不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決14頁8行目から9行目にかけての「その頃、原告及び補助参加人らに」を「令和3年1月21日、被控訴人に」に、同行目の「甲1」を「甲1、2」にそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求を認容すべきと判断するものであり、その理由は、次のとおり原判決を補正する他は、原判決の「事実及び理由」中の第3に記載のとおりである（当審における控訴人らの主張に対する判断を含む。）から、

これを引用する。

- (1) 原判決 31 頁 13 行目の「頁」を削り、33 頁 4 行目の「弁明書」から 5 行目の「判定することになる」までを「本件弁明書によって処分することはしない」に改め、20 行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「キ 控訴人 X2 は、平成 26 年 9 月 22 日以降の秋頃、D 運動部の部活動中に部員らに向けて頻繁に「気持ち悪い」と発言した。」

- (2) 原判決 35 頁 9 行目の「外されるかもしれないよ。」の次に「、「減免が削られるよ、減免が認められなくなるんじゃないの」、「先生が組合を盾にとるようだったら、学校の減免なんてもうなくなるんじゃないの」、「先生がこんなことを組合に頼っていたら、卒なんてもらえないんじゃない。本部が D 運動部に卒なんか認めないんじゃないの」」を加える。

- (3) 原判決 45 頁 22 行目から 23 行目にかけての「その頃、原告及び補助参加人らに」を「令和 3 年 1 月 21 日、被控訴人に」に、同行目の「甲 1」を「甲 1、2」にそれぞれ改める。

- (4) 原判決 47 頁 4 行目の「そうすると、」の次に「控訴人 X2 が本件弁明書を作成するに際して B3 校長が同書面記載の事実（以下、記載に係る行為を「本件弁明書行為」という。）により控訴人 X2 を処分しない旨を同人に告げていたという点を考慮しても、」を加え、23 行目から 24 行目にかけての「到底解し得ず、経験則に照らしても、」を「到底解し得ない。」に、48 頁 3 行目から 4 行目にかけての「ものと認めるに足りる的確な証拠はない」を「ものとは認められない」にそれぞれ改める。

- (5) 原判決 57 頁 23 行目の「1(2)ア」の次に「及び(3)キ」を加え、58 頁 1 行目冒頭から 10 行目の「得ない。」までを削り、15 行目の「特段」から 16 行目の「考慮すれば」までを「不自然、不合理とはいえないから」に改め、19 行目の「1(2)ア」の次に「及び(3)キ」を加える。

- (6) 原判決 59 頁 9 行目冒頭から 20 行目末尾までを削り、21 行目の「(6)」

を「(5)」に改める。

(7) 原判決 6 1 頁 2 1 行目の「と呼んだこと、②」を「と呼び、」に、2 3 行目から 2 4 行目にかけての「③ C 5 部員」から 6 2 頁 1 行目の「述べたこと」までを「②平成 2 6 年 9 月 2 2 日以降の秋頃、D 運動部の部活動中に部員らに向けて頻繁に「気持ち悪い」と発言したこと」に、3 行目の「上記の発言」を「上記①の発言」に、1 9 行目冒頭から 2 2 行目末尾までを「 また、控訴人 X 2 の上記②の発言は、D 運動部の部員に対する侮蔑であり、その名誉感情を不当に侵害するものというべきである。控訴人 X 2 らは、控訴人 X 2 が練習の雰囲気に対して言った発言であって、部員の人格を否定する趣旨で言ったものではないと主張するが、発言を受け取る側が人格を否定されるように感じるであろうことを控訴人 X 2 が認識できなかった特段の事情などは認められないから、上記発言は控訴人 X 2 の故意による不適切な行為という他なく、むしろ、以前から控訴人 X 2 は個人に対して直接「気持ち悪い」などの発言を繰り返していたこと（前記 1 (2)ア）にも照らすと、上記主張は採用できない。」に、2 4 行目の「原告の就業規定 3 条、」を「少なくとも被控訴人の就業規定」にそれぞれ改める。

(8) 原判決 6 4 頁 4 行目から 5 行目にかけての「平成 2 6 年 3 月クレームの対象となった事実関係について隠ぺい工作や裏工作をしている」を「、平成 2 6 年 3 月クレームの当事者自身にその本意ではない内容の書面作成を依頼して、本件弁明書行為をなかつたことにしようとする働きかけをしている」に、6 5 頁 9 行目の「そのような説明を」から 1 2 行目の「いわざるを得ない」までを「そもそもそのような説明があろうとなかろうと、本件弁明書行為をいずれも正当な指導であるとして控訴人 X 2 への感謝の念さえ記載している本件書簡の内容をみれば、それが女子生徒に対する教師の行為としては相当に不適切というべき本件弁明書行為の事実を認識している C 5 部員の親の心情と乖離するものであることは、そのように述べる C 5 部員の母の供述に客

観的な裏付けがあるかどうかを吟味するまでもなく、明らかであるから、本件書簡の送付は、結局、C 5 部員の母自身の判断でしたことであつたとしても、同人にとって不本意な行為であつたことは明らかであるし、その記載内容が真実に合致していることを裏付けるものではない」にそれぞれ改める。

(9) 原判決 6 6 頁 6 行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「(エ) 控訴人 X 2 らは、本件処分の処分事由③に係る平成 2 6 年 3 月クレームに関しては、① C 5 部員が寮の門限を守らず、無断外泊など様々な問題を起こしたために、同人に生活指導をする必要があつたが、他の部員らの面前で行うことを避け、バレーの練習指導に支障が出ないように配慮したため、練習後の午後 8 時過ぎに行わざるを得ず、寮内が男子禁制であつたことから自動車内での指導を行うこととなつた、自動車のドアが施錠した状態になつたのは 1 回のみで C 5 部員は内側からドアを開けることができ、また、車中の指導であることは C 5 部員の母に連絡して行つていた、② 寮の夕食が食べられなかった場合に学校の近所の寿司屋で C 5 部員に夕食を食べさせていたが、C 5 部員は喜んでおり、C 5 部員の母は納得している、③ 無断外泊等をする C 5 部員の生活態度を改めさせるための指導として日付のない退学届を提出させたが、本件高校の運動部系の部活動の部員に対する指導として行われているものである、④ C 5 部員の携帯電話を預かつたのも遠征試合で遠くに行く時ではないときに 1 1 日間預かっただけであり、C 5 部員の母の了解を得ている、などとして、必ずしも不適切といえないものであつた旨を主張する。

しかしながら、上記主張に係る C 5 部員の母の了解や納得については、いずれも同人がこれを否定し、むしろ本件弁明書行為に関しては控訴人 X 2 に直接苦情を申し立てたこともあることを供述していることから認めることはできず、また、本件弁明書作成の経緯に照らして、本件弁明書行為はその詳細部分も含め事実と認められるところ、その行為が行われた時間、場所、回

数等の具体的な内容をみれば、控訴人X2らが指摘するようなC5部員に対する生活指導の必要性を仮に前提にしたとしても、本件弁明書行為は高校の教師として著しく不適切な行為というべきである。上記の控訴人X2らの主張は採用できない。」

- (10) 原判決67頁24行目の「平成26年」から26行目の「いけないこと」までを「本件弁明書行為により控訴人X2を処分しない旨を同人に告げていたとしても」に、同行目から68頁1行目にかけての「それ以前にされた」を「本件書簡の受領を契機になされた」にそれぞれ改め、同行目から2行目にかけての「として関係者の聞き取り」を削り、22行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「 なお、控訴人X2らは、平成26年9月22日に本件弁明書の事実では懲戒にしないとB3校長が約束したにもかかわらず、控訴人組合が同月29日に控訴人X2が組合員であることを知らせたところ、被控訴人が同年10月16日付の回答書で懲罰委員会を開催することを控訴人X2に通告したものであるから、上記通告は、控訴人X2が組合員であることを被控訴人が了知したことによってなされた不利益取扱いであり、不当労働行為にあたる旨を主張する。

しかしながら、上記回答書に記載のある懲罰委員会の開催に関する部分については、控訴人X2が本件弁明書を撤回するのであれば懲罰委員会においてその弁明の機会を設けた上で審議することを告げるというものであり、組合員であることを理由とする不利益取扱いをいうものとはうかがえないし、本件処分に至る上記の経緯に照らせば、控訴人X2が組合員であることを被控訴人が知った後の出来事であることをもって、上記回答書による懲罰委員会開催の通告が不当労働行為にあたるとする上記控訴人X2らの主張は理由がない。」

- (11) 原判決69頁5行目の「について」を「が」に、6行目の「嫌悪の情に基

づき」を「嫌悪の情に基づくものであったとは認められないし」に、8行目から9行目にかけての「干渉するものとまで」を「干渉する目的でなされたものと」にそれぞれ改める。

- (12) 原判決70頁13行目の「しかして、」の次に「その一部分を取り上げてみれば、控訴人組合への加入により控訴人X2に不利益が発生することを告げたように見えるものもあるが、」を加え、14行目の「に照らせば」を「を全体的に観察すると」に、15行目の「とまではいえず」から20行目の「指摘したもの」までを「ではなく、控訴人X2が本件弁明書行為の事実を認める本件弁明書を作成した後になって同行為についての被控訴人からの処分を免れることを目的に控訴人組合に加入したのではないかと考えて、本来学校や教師にとって深刻に受け止めなければならないはずの本件弁明書行為を行為者である控訴人X2自身が真摯に受け止めておらず、反省していないようにみえることを同人に指摘したもの」に、24行目の「嫌悪の情に基づく」を「嫌悪の情に基づくものであったとは認められないし」に、71頁1行目の「干渉したもの」を「干渉する目的でなされたもの」にそれぞれ改め、同行目の「認め難く、」の次に「また、さしたる理由がないのに不利益な取扱いの可能性を告げられた場合であれば、控訴人組合への加入を理由としてそのように告げられたのではないかと考えて、その後の組合活動に躊躇することがありうるとしても、本件弁明書行為が事実であることを自覚している控訴人X2としては、B4教頭発言を受けて、本件弁明書行為を率直に反省せず何とか正当化しようとしている自身の姿勢が咎められていることを容易に理解したはずであって、これにより控訴人X2が控訴人組合への加入を後悔しあるいはその活動を躊躇したものとは認められないから、B4教頭発言が、控訴人X2の認識を媒介として、控訴人組合を弱体化させ、その運営・活動を妨害する結果につながりうることも肯定できないというべきである。その」を加える。

- (13) 原判決 7 1 頁 2 5 行目の「B 3 校長が」を「B 3 校長の上記発言が」に、同行目の「嫌悪の情に基づき」を「嫌悪の情に基づくものであったとは認められないし」に、7 2 頁 2 行目の「干渉したもの」を「干渉する目的でなされたもの」にそれぞれ改める。
- 2 当審における控訴人らのその余の主張も、実質的に原審における主張を繰り返すもの又はその前提を欠くものであるなど、前記 1 の認定判断を左右するものに足るものとは認められない。
- 3 以上によれば、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 1 6 民事部